

一般社団法人日本パデル協会 懲罰審査規程

第1章 総 則

〔目的〕

第1条 この規程は、一般社団法人日本パデル協会（以下、「JPA」という。）基本規程の定めに基づき、懲罰審査手続に関する事項及びこれに関連する必要な事項を定めることを目的とする。

〔懲罰審査〕

第2条 当協会法務委員会は、以下に定める懲罰審査を行う。

第2章 法務委員会

〔組織および委員〕

第3条 法務委員会は、委員長および2名以上4名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、パデルに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、会長が任命する。
- 3 懲罰審査の対象事案に何らかの形で関与したことがある委員および当該事案に利害関係を有する委員は、当該事案に関して委員として手続に加わることはできない。
- 4 委員が2名未満になったときには、第2項に則り、臨時委員を任命する。

〔裁定委員の任期〕

第4条 委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

〔委員長・招集・議長〕

第5条 委員長は委員が互選する。

- 2 懲罰審査手続は、会長の通知を受け、委員長がこれを招集する。
- 3 懲罰審査手続の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 懲罰審査手続の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 5 委員長に事故ある場合は、委員のうちから互選された者が、その職務を代行する。

〔所管事項〕

第6条 懲罰審査手続は、倫理規程に定める個人および団体による、遵守事項に違反する事実について事実調査を行い、懲罰意見を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に答申する。

第3章 懲罰審査手続

〔手続の非公開、守秘義務〕

第7条 懲罰審査手続および記録は非公開とする。

- 2 委員、対象者、その代理人、オブザーバーおよび当協会の関係者は、懲罰審査手続を通じて入手した情報を他に漏らしてはならない。

〔言語〕

第8条 懲罰審査手続において、言語は、原則として日本語を使用する。

- 2 懲罰審査手続において、対象者または関係者が外国語を使用する場合には、当該対象者または関係者は、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

〔代理人〕

第9条 懲罰審査手続において、弁護士または法務委員会が承認した者を除き、対象者の代理人となることができない。

〔免責〕

第10条 委員および懲罰審査手続にかかわる事務職員は、故意または重過失による場合を除き、懲罰審査手続に関する作為および不作為について、何人に対しても責任を負わない。

〔手続の開始〕

第11条 懲罰審査手続は、第5条第2項の招集のときから手続を開始する。

〔調査への協力〕

第12条 懲罰審査手続に参加した委員は、事案の解明のために、裁定対象者およびその関係者に対し、事実関係についての説明または証拠資料の提出を求め、もしくは現地調査をすることができる。

- 2 委員会または受託して調査を行う者による調査の対象となった個人または団体は、当該調査に協力しなければならない。

〔聴聞等〕

第13条 懲罰審査手続は、原則として、対象者に対し事情聴取を行い、その意見および弁明を聴取するものとする。ただし、事情聴取については、対象者の同意がある場合もしくは対象者が事情聴取を拒否または無断欠席した場合は、この限りではない。

〔証拠の評価〕

第 14 条 委員は、対象者または目撃者の供述または文書、音声、画像の記録もしくは専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

〔懲罰案作成・答申〕

第 15 条 委員は、調査および審議の上、次の各号の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に答申しなければならない。

- (1) 対象者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名または代理人がある場合はその氏名）
- (2) 主文（判断の結論）
- (3) 懲罰対象事実（可能な限り日時、場所、登場人物および行為を特定するものとする）
- (4) 適用した規程・条項等
- (5) 判断の理由（証拠の摘示）
- (6) 懲罰案の作成年月日
- (7) 委員名

〔答申の尊重、理事会の懲罰決定〕

第 16 条 理事会は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

第 5 章 雑 則

第 17 条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

第 18 条 本規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。